〇総務省令第七十二号

事 業 学 校 法 教 昭 育 和 法 五. \mathcal{O} + 九 部 年 を 法 改 律 正 す 第 る 八 + 法 六 律 号) 平 成 二 第 兀 + + 五. 九 条 年 法 第 律 第 項 及 兀 + び 第 __ 号) 兀 + \mathcal{O} 八 条 施 第 行 三 に 項 伴 V ; \mathcal{O} 規 定 並 に び 基 に づ 電 き、 気 通 電 信

平成二十九年十月二十五日

気

通

信

主

任

技

術

者

規

則

 \mathcal{O}

__

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

ĺZ

定

8

る。

総務大臣 野田 聖子

電 気 通 信 主 任 技 術 者 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

電 気 通 信 主 任 技 術 者 規 則 昭 和 六 + 年 郵 政 省 令 第二 + 七 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る。

別表第六号(第十二条第二項関係) 第十六条 試験(指定試験機関が試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別表第|第十六条 第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設 2 5 7 $\frac{2}{3}$ 一 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明書(学校教育法による るものを添えるものとする。 一 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専 置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号 七号様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げ 第二十六号)第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。)の用に供するものである 事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業(電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令 つては、その区又は総合区の区域)を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第七項において単に「指定都市」という。)にあ 場合とする。 万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されているとき又はその Ξ 三・四 略] 明書 専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了証明書)及び別表第八号様式の経歴証 (試験の申請) 維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの る専門職大学の前期課程にあつては、 門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以 (電気通信主任技術者の選任を要しない場合) 上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法によ 略 区分 略 受験者の経歴 業者の事業 システム 力 電気通信事 電気通信 専門的能 伝送交換 線路設備 法 修了した者)であつて、事業用電気通信設備の工事、 改 正 後 免除する試験科目 設備及び 及び設備 規 第三条の二 別表第六号(第十二条第二項関係) [2~7] 同上] 二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明書及び別表第八号様式 [2・3 同上] 一 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六 三同上 [] 同上] 三・四 同上 の経歴証明書 (試験の申請) 務に四年以上従事した経験を有するもの に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業 十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学 (電気通信主任技術者の選任を要しない場合) 区分 同上 同上 受験者の経歴 業者の事業 システム 力 電気通信事 電気通信 専門的 改 正 前 能 伝送交換 線路設備 免除する試験科目 設備及び 及び設備 法 規

も 格 任 伝 伝 格 者 だ 係 者 で 係 者 資 主						のる受種験別
	による専門 大学 (同法)	学校教育法			略	学 歴
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	数 実務経験 の る卒業後の る卒業後の ま務経験年
0	0	0	0	0	0	
0	0		0	0		
0			0			設備管理
						管理
も 格 任 伝 伝 を 格 者 で 係 者 資 主						の る 受 種 試 験 別 験 す
	は高等専門	こよる豆期 学校教育法			同上	学 歴
同上	[同上]	同上	同上	[同上]	[同上]	
			[同上]	[同上]	同上	
[同上]	同上	同上				
	[同上]	同上	0	0		数 実 る 運 、設 庸
回上	[同上]	同上	0	0		

の 証 術 路 に る 資 格 者 支 も 者 技 技									
	たよる専門 大学 (同法	こよる短期 学校教育法			[略]			略	了した者)
略	略	略	略	略	[略]	略	[略]	略	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0		0	0		0	0		
						0			
0			0						
の証術線									
監に 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済 経済									
に 係 発 主 も も を を を を を を を を を を を を を を を を を	は高等専門	- こよる 短期 - 学校教育法			[同上]			[同上]	
	は高等専門	こよる[短期 学校教育法 [同上]	[同十]	[同上]	[同七] [同七]	[同上]	[同上]	[同上] [同上]	
者 で学 電 設 れ 上 ら 校 よ 門 学 で 気 に お を と 同 学 で 気 に お 教 め ら と 同 等 で を 含 土 信 お す 育 を と 恵 む ま で を 含 土 信 い な ら 以 れ 学 に 専 し た め る			[同上]	[同上]	同	[同上]	[同上]	Π	
割 て 学 電 設 れ 上 と 記 を 校 又 は こ 男 学 校 又 は こ 男 学 校 又 は こ 男 学 を 含 き と 同 等 と で 実 を 含 ま 木 工 工 を か ま の あ ら ら と 同 ま し た め る	[同上]	同上		占	[同上]			同上	
者 で	[同上]	同上	0		[同上]	0	0	同上	
者 で	[同上]	同上	0		[同上]	0	0	同上	

						<i>。</i> る。	の記載は注記である。	表中の「 一の記	備考 表中
			[注 同上]						[注 略]
0	[同七]			0	0	0	[略]		
0	[同上]				0	0	[略]		
0	[岡山]	[同十]				0	[略]	[略]	
								了した者)	
								つては、修	
							-	期課程にあ	
								職大学の前	
								による専門	